

税制調査会（第1回マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ）議事録
日 時：平成25年11月8日（金）14時00分～
場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○神野座長

第1回のマイナンバー・税務執行ディスカッショングループ（以下、「マイナンバーDG」という。）の会合を開会します。

このマイナンバーDGの座長を拝命しました神野です。どうぞよろしくお願ひいたします。何分にも行き届きませんが、委員の皆様方の御協力で職責を全うしたいと考えていますので、お導きをお願いする次第です。

先日の第3回の政府税調の総会において、ディスカッショングループの開催が承認され、今回、第1回の開催をする運びとなりました。

お手元に当ディスカッショングループのメンバー表を配付していますので、御参照ください。

このディスカッショングループは、総会における審議を効率的に運営していくための準備や検討等を行うことを主要な目的としています。

また、外部の有識者の方々からヒアリングや、当税制調査会の委員の方々からプレゼンテーションをいただき、論点の整理や課題の絞り込みなどを行い、最終的には、この議論の過程を総会に報告させていただければと考えています。

本日は、外部の有識者として、マイナンバーの制度や仕組み、さらには海外における、いわゆる番号制度等に精通されている須藤修東京大学大学院情報学環学環長並びに井伊雅子委員から、マイナンバー制度について、それぞれ御講話をいただくことになっています。

それでは、カメラの方々には、ここで御退室をお願いします。

（カメラ退出）

○神野座長

議事に入る前に、ディスカッショングループの公開体制についてお諮りいたします。

このディスカッショングループにおける議事運営については、このマイナンバーDGに先立って、先般、国際課税ディスカッショングループ（以下、「国際課税DG」という。）が開催され、そこでこの議事の公開体制について五点ほど決められています。

第一点は、原則としてマスコミの方に傍聴を認め、公開します。

ただし、中立性・公平性等の観点から、会議を非公開とすることが適当と判断する場合には、その都度、非公開とすることを決定します。

第二点は、提出された資料は、会議の開始と同時に内閣府のホームページに掲載します。

第三点は、会議の議事は、後日、議事録を同ホームページにて公開します。

それから、インターネットの中継は行いません。

これは、先ほど御説明したように、ディスカッショングループはあくまでも議論の整理が目的で、最終的な方針決定を行うのは総会ですので、その前段階として自由闊達な議論を保証するという意味でも、インターネットの中継は行いません。

それから、第五点ですが、記者会見は、座長と会長で行うことが、先立って国際課税DGで決められています。マイナンバーDGも同様の取扱いとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○神野座長

ありがとうございます。

それでは、このディスカッショングループでは、ただいま申し上げた取扱いで公開をしたいと思います。

では、議事に移ります。お手元に本日の議事の内容があると思います。

まず、第一の議事は、須藤修東京大学大学院情報学環学環長からヒアリングを頂戴したいと思います。須藤学環長は、内閣官房の電子政府評価委員会の座長、IT戦略会議のもとでの評価専門調査会での座長代理を2010年まで務められた一方で、総務省の番号普及のための勉強会、あるいは地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会の座長などを務められており、様々な観点からマイナンバーについて深く携わってこられています。

本日は「番号制度とICTによる社会イノベーション」という内容で御講話を頂戴したいと思いますので、須藤学環長、よろしくお願ひします。

○須藤修学環長

御紹介いただきました須藤です。よろしくお願ひします。

まず、世界の主要動向を御説明します。3ページの「NIT for Democracy」というスライドです。これは、オバマ政権になって、どの分野にNSF、全米科学基金が重点的に研究費を投資するかという諮問委員会の報告書が出ています。NITはNetworking and Information Technologyの頭文字です。

その報告書の33ページに、赤字にさせていただきましたが、政府と住民、市民との対話を増大させる、政府をより透明にし、機能をもっと効率的にする。そのためにITをどう使うか、これを大学、研究機関、政府機関、ローカル・ガバメント等で積極的に推進するなら、重点的にお金を投入するということをうたっています。

この成果の一端としては、今年のG8で承認され、今、重点的に進められていますが、オープンデータという動きがあります。私もこの秋から経済産業省とIPAから頼まれて、今、委員長を拝命していますが、オープンデータをするためのデータ構造化があります。これは後で少し触れますが、なんとか政府でできるところから形式を整えて、民間に公開するという戦略を打とうということになっています。これは、IT戦略本部の

重点政策の一環として行われています。

今、アメリカのオバマ政権の下でこのような動きがあるのですが、ローカル・ガバメントも相当な動きをとっていて、ウォルトンというのは私の十数年来の親友で、現在、サンフランシスコのCIOをしています。彼が最も重視しているのはオープンデータであるということで、クラウドコンピューティングを使って積極的にデータを民間に開放し、民間のイノベーションを促進するという戦略です。ここはウォルトンからいただいたスライドです。

5 ページ目について、まず、2009年8月からサンフランシスコはデータセット約200の公開を行いました。アプリケーションも発展させました。特にどのようなものを行っているかという、まず、データを構造化し、これをオープンにするわけですが、ただ単にダウンロードすればよいというのではなく、要望を出すことになります。

次のページを見ていただくと、「Community Collaboration」というスライドですが、サンフランシスコ市から民間事業者やNPOに対して要望を出す。自分たちの公共サービスに代わって、官民連携だが、財務的には民間で、営利で公共サービスを行ってほしいということになります。データを無償であげるのも、これでうまくビジネスモデルを組み立てて、住民等から課金をして収益にしなければなりません。これは行政体、自治体が行っても料金徴収はしなければなりませんので、エンドユーザーにとっては誰が行っても同じことになります。個人情報保護など、いろいろと問題は絡んできますが、とにかく民間にやらせる。機器の開発やアプリの開発、そのシステムの運営について、サンフランシスコは一切お金を出さないことになっています。

例えば、7 ページの向かって左側は、Mom Maps というもので、アンドロイド系のスマートフォン向けのアプリです。アプリをダウンロードすれば、3ドルから4ドルぐらい課金されます。これは行政が行ってもそのぐらいは課金することになるので、誰が行っても住民サイドからは、サービスとしては一緒になります。事業者は、サンフランシスコが供給してくれるデータを使って、小さなお子さんをお持ちのお母さん向けのアプリを作りました。当然、日本のように治安はよくないので、安全な経路を辿ってどのように公園に行ったらよいか、日照や天気予報、交通、けがをしたときにどこの病院に行けばよいか、その病院の連絡先や、夜間の診療を認めてくれる医者は誰かなどが全て載っています。このようにして、公共に代わって準公共的なサービスを、サンフランシスコにある民間企業、NPOが実施しています。

向かって右側はiPhone向け、Apple向けのアプリ、Routesy San Franciscoです。サンフランシスコは夏休みなどには世界中から観光客が来ています。車社会ですから、公共交通網は東京のようによくありません。どのように目的地に行ったらよいか。坂が多いので、ハンディキャップのある方が車椅子できちんと移動できるか、そのルートはどのように確保したらよいか。けがをしたとき、事故や犯罪に遭遇したときにどうしたらよいかも案内してくれるソフトを出しています。

ウォルトンによれば、今、言ったように、本当の自治をしたいのだと。コミュニティの自治は官民でやらなければなりません。サンフランシスコが運営のコストを持つということは、行政の負担が大きくなります。ですから、これを民間に行ってもらい、これに伴い、雇用が伸び、プログラミングができる人たちを有効活用できます。同時に税収も増えます。ですからwin-win gameに持っていく戦略です。

現在、シアトル、シアトル近郊のベルビュー等の役所、ロサンゼルス、ニューヨーク、ボストン、マイアミ、ワシントンD.C.では、サンフランシスコと同じようなモデルが作られていて、7大都市と彼らは言っていますが、その連携で定期的にミーティングをして、自治能力を高める様々な工夫をしているそうです。

一方、デンマークですが、こちらは恐らく日本にとって非常に重要なモデルで、政府とローカル・ガバメント、それから、リージョナル・ガバメントという言い方をしますが、この三つの団体が持っているシステムのデータを共有します。これに基づいて、ワンストップ・サービスを行うと同時に、プッシュ型で、相手が困っている状況を把握できますから、それに応じてローカル・ガバメントの担当官が、「あなたはこのような補助を受けていませんが、行政ではこのようなサービスが受けられます。」と、お知らせすることができ、手続きをウェブ上でしていただければ、簡単にそのサービスを受けられます。日本のように添付書類をたくさん出す必要はありません。というのは、政府、リージョナルの行政体、自治体のデータ連携ができていたため、担当官は申請当事者の承認を得た上で全て閲覧できるので、書類を出す必要はありません。

本来、これは2012年に完成予定でしたが、2週間前にデンマーク政府に行ってきたところ、「2013年度から完全実施を行う。ローカル・ガバメント、地方自治体と政府のシステム連携は全てできて、情報共有の体制ができたが、まだリージョナルな行政体の合意が正式にはできていないので、2013年になるだろう」と言っていました。

その例として、9ページにあるように、例えば、ヘレさんという方がいて、お子さんを2人抱えて看護師をしている。離婚をして、相当まいっている。忙し過ぎて子供の面倒もなかなか見られず、勉強も見られないというときに、行政官はそれが分かりますので、すぐにお知らせサービスをして、このような制度がありますから、これを活用してくださいなど、もちろん補助や、様々なことができるように持っていくという体制にしています。

ここまで行政官が個人情報全てを把握しますので、個人情報保護は徹底して行っています。データ保護庁を持っており、これはEU指令に基づいて作っていますが、かなり厳格な第三者機関で、あらゆる権力から独立した庁です。運営資金は法務省から出ていますが、その意思決定権は完全に政府から独立しています。

この計画全体を統括しているのは、デンマークでは財務省で、財務省の下にあるデンマークITテレコム庁が行っています。現在、デンマーク政府は、10ページにあるように、収集した個人データも、政府が持っている非個人データも全て匿名化し

た上で、オープンデータとして民間利活用を促進するために、サンフランシスコのように全て提供する。企業のイノベーションを重視するということです。これはG8決定に基づいて、もちろんG8に入っていないが、どんどん促進すると言っていました。少しやり過ぎではないかと言いましたが、デンマークはこのくらいやらないと経済成長は無理だと力説していました。

2日後にフランス政府に行ってきましたが、2009年に経団連の調査団顧問としてフランス政府、財務省に行き、大統領補佐官とお会いしました。デンマークのような方法を我々は考えていると、そのときは言われていました。当時はサルコジ政権で、電子政府を重視していました。今回行ったときは、社会党政権になり、オランダに替わっていました。首相府でお会いしたら、現在の大統領は、政府が所有している全データを民間に出すが、デンマークのように番号を統一しての情報収集は諦めると言っている。では、サルコジとは方向を違えたのですねと言ったら、そのようなことになりますという言い方でした。サルコジ政権のときは大統領補佐官がかなり強い力を発揮して、財務省が所管していましたが、現在は首相府で各省庁を調整する方向に変わったそうです。

それから、オープンデータ、デンマークの肩を持つわけではありませんが、今、学問的にもどのようなことが起こっているかということは触れておく必要があります。

次のページで、Rita Colwell、NSFの元長官で生態学者、要するに、地球環境科学の専門家ですが、彼女が今年の東大の入学式でスピーチしたものの一部です。「学問の垣根などはもう曖昧化している。明確に区分けすることは困難である。変化をもたらしたのは、IT、ナノテク、生命科学である。社会科学は違うなどということをする人はいるが、大間違いである。ビッグデータがどんどん入るようになると、社会科学全般も変わるし、エンジニアリング、ナチュラサイエンス、ソーシャルサイエンスの垣根はなくなっていく。これを統合的に、あるいは連結させて学問を形成していかなければならない。」

特に重要なのは、次のページで、The most exciting areas are in these fuzzy connectionsと書いてありますが、disciplinesの間の曖昧なコネクション、ここのアルゴリズムを、計算科学によって明確に作って分析できなければならないということになります。

デンマーク政府は、個人データ等も使って数理科学者を動員して、この分析に当たって、都市計画など、そのようなもの全般に活用する。これは政策、投資計画などにも、政府の予算執行の基礎資料にも使うことになります。

パリ市役所でも同じような考え方で、パリの場合は行政官ではなく、民間企業の数理的コンピューショナル・サイエンティストをたくさん集めて、あらゆるデータを分析し、高度な政策を展開できるように準備していると言っています。日本はどうかというと、まだそこまではいっていないという現状です。

次のページは、IBMの研究者たちが国際的なデータベース学会でベストペーパー賞をとった“Data is Dead: Without What-if Models”という論文です。もちろんこの論文も読みましたが、要するに、過去の分析をしたって何も分からない、過去しか分からない、予測できるようなアルゴリズムを作って、数理モデルを作らなければいけない。だから、データセントリズムは間違いである。どのようにして分析するか。将来推計ができるように持っていかなければいけないと言っています。したがって、番号制度でもし情報がうまく集まって匿名化できるならば、行政の方では、その数理的なモデルをうまく開発して、様々な将来予測が可能になると思いますし、そのような政策に結び付けるべきだろうと思います。

IBMは、ベルギー政府や、アメリカ政府にも協力していますが、様々なことが今、起こりつつある。学問、政策、行政の執行面でも様々なことが起こっているということです。このような大きな動きの中で、この社会保障と税における番号制度は、その中に位置付けるべきであると思います。

向井審議官とは、番号制度立ち上げの時から意見交換させていただいてきましたが、菅政権のときからスタートし、現在に至ります。既に前回、向井審議官から、この番号制度について、重要なところはお話があったと思いますので、ここは省略させていただきます。16～18ページは読んでいただければと思います。

マイ・ポータルというものがあります。この番号を使って、デンマークのように自分のホームページのようなものを持って、そこで行政手続など、行政からの連絡事項を受けるということになりませんが、番号制度でもこれを導入しようということで、政府は法制化に努力されました。自民政権はより積極的に行ったと思います。

ただし、昨日も内閣官房の会議で私から質問して、向井審議官にお答えいただいたのですが、ワンストップ・サービスは地方自治体がいろいろ行っている。ワンストップ・サービス機能を政府に全て寄せることはできるのかなど、様々な難問を解決しなければなりません。したがって、現時点では、ワンストップ・サービスを明確に定義して展開することは困難だと思われます。いずれ何らかの形で可能になるとは思います。デンマーク政府のような形にはならないと思います。今後、政府と自治体との協議、法制度、政省令、条例など、様々な改正等を新たに作る必要があると思います。そのほかは、予定どおりいくことを期待していますが、うまくいくのではないかと考えています。

それから、デンマーク政府が行っているように、第三者機関、いわゆる三条委員会に近いもので、特定個人情報保護委員会が設置されるということで、これも5月の参議院を通過して法律が認められました。既に3名の方々がリストアップされていて、報道等もされています。あと4名ぐらい追加されると思いますが、国会での承認になりますので、3名は、今国会に提出の用意をされているとお聞きしています。

今後の検討事項ですが、特に国会での審議等も踏まえ、自民党・公明党の与党の強

い御意見もあって、法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大、特定個人情報提供範囲の拡大、情報提供ネットワークシステムの用途拡大について検討を加えることになっています。これは何を意味しているかという点、現在、税務と社会保障と災害発生時の救済にこの番号を活用できるのですが、行政用途全般に使えるようにできるかどうか。これは多くの自治体が要望しています。それから、官民連携をしなければ、福祉行政等は地方自治体では完結しません。例えば、介護事業者、ケアマネジャー、医療機関とのデータ連携を行政は求められることになると思います。そのときにこの番号が使えるかどうかということが論点になると思います。

それと同時に、そのように番号を使って特定個人情報の範囲がもし広がるならば、やはり特定個人情報保護委員会の権限拡大等についても検討を加えなければならないということが、附則第6条第2項、第3項で言われています。

それから、新たな認証技術の導入を検討するという点で、これもパソコンベースだけではなく、スマホやタブレットなど、現在、私も、ある社団法人の理事長をしていますが、4K、8Kという解像度の高いスマートTVの普及でインターネット接続ができます。これに認証を用い、テレビを使って家庭から行政手続ができるようにしようと、総務省、それから、Nex TVフォーラムという団体が、現在、協議をしています。もちろん、この認証も、公的個人認証を使うことになっていますが、将来的には高齢者でも簡便に使えるような生体認証等の検討が必要だろうと考えられます。

それから、マイ・ポータルを設置を確実にやらなければなりません。

また、公共団体がこのまま投資することになると、個別対応や運用について、かなりハードルが高いものになりますので、システムを集約化し、クラウド化を進めるべきだろうということで、それを行う団体は、政府は財政的な支援の用意があることを、附則第6条第7項で言っています。

次の23から24ページは国民年金や厚生年金の手続がすごく簡便で、ネットで書き込めば、あとはデータ連携ができるので、簡単にいくよということを使ったものです。

これを行うためにも、将来は官民連携が必要になると思います。国民年金、厚生年金の給付手続も極めて煩雑で時間がかかりますが、これができれば非常にスムーズに、受給者にとっては負担がさほどなく手続を終えることになると思います。

続いて、総務省の自治体にどう導入するかというガイドラインですが、この座長は私が務めており、現在もこの研究会は継続されています。このガイドラインは、住民制度課の資料、400ページにわたる膨大なガイドラインですが、8月26日に全自治体に対して公開しましたので、一つの山は越えました。25ページには、先進的な自治体、いろいろ部分的に行っている自治体があります。庁内の各基幹システムのデータ連携をして、総合窓口、要するに、一つの窓口で全ての業務ができる体制に持っていつている自治体は、例えば、総務省の支援で福岡県の粕屋町などです。それから、私が今、副委員長を務めている甲府市役所も完全な総合窓口課で、庁内のデータは全て連結完

了しました。窓口で受け付けているデータはすぐ原課で照合され、決裁も得られるという、待ち時間もほとんどなくできる体制に持っていています。これを、今度は番号を使って、転出入される方々などは容易にこれができる体制になり、他の地方公共団体との連携ができる。もちろん税務でも、福祉関係でもそのようになります。このように積極的に使うべきであろうということで、理念を第1章で書いています。

そして第2章では、今後改修が必要なシステムは何か、いつまでに予算を確保しなければいけないか、例えば、住基システムの住基には個人番号を入れなければなりませんので、平成26年度、27年度の予算を確保するよう動いてくださいということもあって、8月にガイドラインを出して、秋に来年度予算の編成がありますので、そこに間に合うように、急いでこのガイドラインを公開しています。当然、地方税システムも、改修時期は平成26年から27年になりますので、この予算も確保してくださいと。それから、新規に中間サーバー、宛名管理システム等の整備が必要になりますので、この調達のための予算も確保してくださいということで、いつ調達すべきかを書いていきます。

システム設計は、27ページに書いてあるとおりで。もし御質問があれば、このシステム構成の中身は、私も、向井審議官もお答えできると思います。

それから、第3章は個人情報保護対策で、ここまでデータを広範囲に名寄せができる体制に持っていきますので、個人情報保護対策は万全なものにしなければならないということで、3分の1はこの個人情報保護対策ガイドラインで当てています。

まず、各所管の課、あるいは部や局が、縦割り構造ではこの体制はできませんので、プロジェクトマネジメントの体制を明確にする。CIO、副市長などになると思いますが、この統括権をかなり強固なものにする必要があります。各条例等の見直し、それから、新規で条例等を作ることも必要になります。庁外に個人情報を出してはいけないという条例を作っているところもたくさんありますが、これを他の団体、それから、政府とデータ連携をしますので、条例改正は不可欠、必至です。

それを、セキュリティを整える環境で技術的措置を行わなければいけない。中間サーバーに名寄せされたデータが集まってきますが、アクセス権限を持つ職員と、持たない職員、職位に基づいて認証するわけで、これを構築する必要があります。様々な自治体から私に相談にいらっしゃいますが、PKIというような従来の認証形式は煩雑で業務に支障があるので、私個人の見解で、総務省住民制度課としてではなく、行政官と私のミーティングでの話ですが、生体認証、バイオメトリクスを使うべきです。要するに、静脈認証等で簡便にデータベースにアクセスできるようにします。他の人はアクセスできないようにすべきであると言っています。そのときに、機器の購入にもものすごくお金がかかるが、政府は補助できるだろうかという声があるのですが、余り期待しない方が良く思うと言っています。

それから、体制整備ということで、制度的措置を担保するためには、全庁可視化、

要するに、透明化をする必要があるということで、機器の導入と同時に体制整備、法的措置、技術的措置を三位一体で考えてくださいと言っています。

先ほど申し上げた認証については、30ページに触れています。

32ページを御覧ください。これは、増田委員がいらっしゃいますが、「わたしたち生活者のための共通番号推進協議会」を3年前に発足させ、元三重県知事、現在、早稲田大学教授の北川代表、幹事として増田委員、佐々木先生、私は幹事で、実際の作業を行う主査ということで、先生方の下で御用命いただいた文書を作ってきました。

山田全国知事会会長、それから、全国市長会会長である森長岡市長もメンバーですが、特に森さんから、災害が発生したとき、救済のために避難される方々をかなり受け入れたが、行政間のデータ連携ができていないために、非常に大変だった。もちろん税務も、それから、社会保障、住基系統もそうですが、特に障害をお持ちの方など、軽度認知症の方は、自分で来られて、健常だと申告されますが、本当は違うのです。うそもおっしゃいます。意図的にうそをついているわけではなく、うろ覚えでそのまま言われます。そのために、投薬など、医療的な措置もできず、避難所で亡くなったり、用意したアパートでお亡くなりになったりということもあった。これは防がなければいけないということで、緊急時に備えて、バーチャル自治体、要するにデータ連携をして、プールして、すぐに使える体制を作るべきである。その基本設計を須藤チームでしてくれないかということで、メンバーには、教え子の大学の先生、企業のコンサルの人もたくさんいましたので、これはポンチ絵に過ぎませんが、どう作ったらよいかということも考えました。

同時に、北川先生から、コスト試算、現在の番号制を導入した場合に、どのぐらい行政コストを削減できるかを考えてくれと言われ、須藤ユニットと言われていましたが、10人ぐらいで何度もミーティングしてデータを集め、幸い、ある30万人規模の自治体の基礎データを見せてくれるということでしたので、それに基づいて業務フローも全て分析しました。その30万の自治体のデータに基づいて、どの業務が要らなくなる、簡便化できるかを組み立てました。これを全国の市町村を全て合わせて、このような感じになるという概算です。既に何度も記者会見をして、日経はコラムで報道していただきましたし、読売は社説で、国会でこのような議論をしろなどと書いていただいたこともありました。我々の試算では、社会保障や税に係る事務の効率化などで行政分野のコスト削減効果は、全自治体で、年間約3,000億円になります。

それから、もし医療機関で、準公共的分野ですが、番号を使えるということであれば、医療機関の事務の効率化で年間約6,000億の削減効果があるでしょう。ただし、これを行うためには、3年後の法の見直しが附則で言われていますが、それをして、官民連携をお認めいただかなければなりません。

それから、東大病院の医師たちに聞くと、もっといくと思うよと。もし、政府がこのデータを使って、行政機関、自治体が動くなら、重複診療をなくすことができるか

ら、1兆から2兆の間のコスト削減効果は出せるはずだと。須藤学環長たちが言っているのは事務経費だけですが、さらに重複診療を抑止する、防止することに使うことができるなら、兆レベルのコスト削減効果が期待できると言われています。

また、企業内の事務効率化、これは民間で、特に生保、損保のシミュレーションを私も協力して、生保の方々、損保の方々といろいろ試算していたのですが、番号を使って手続を簡略化できれば、年間2,500億円の経費は削減できるでしょう。併せて官民連携を前提にした場合、1兆1,500億円の運用コストを削減することができる。したがって、現在、政府が設備投資に出しているお金は自治体分も含めて二千数百億円という投資額ですが、私はもっと出してもよいと思います、と講演等では言っています。別に1兆出してよいので、良いものを作るべきです。これによって確実にコスト削減ができるのだから、もっと大胆に切り込むべきだと思います。ただし、昨日の内閣官房の会議でも申し上げましたが、各省庁が削減できる業務を透明化する、業務の棚卸しをして、その積算を明確にしない限り、国会ではなかなかお認めいただけないと思います。その透明化の作業を政府、自治体等はやらなければならないと思います。

次のところは私が東大で委員長をしているプロジェクト2件、これは福祉関係、医療関係ですが、申し上げます。

既に厚生労働省は約100の地域で、地域包括ケアを実施するために情報のネットワーク構築を支援しています。そのデータ形式はベンダーによってまちまちで、データ連携できません。したがって、違った自治体等が連携しようと思っても、ここにあるように、要介護の方を子供たちが分担して行おうとしても、うまくいきません。そのデータ連携ができるようにデータ変換のシステムを昨年度構築し、今年度も厚生労働省からの支援をいただいています。他の地域情報ネットワークも連結してデータ交換ができるようにしようということで、そのガイドラインを作成するため、介護事業者のデータ構造化のプロジェクトで研究費をいただいで、現在、遂行中です。我々は仮のID番号を患者に振っていますが、もし番号制度の官民連携が可能になるなら、番号を振って、行政機関と連結し、もっと効率的で透明性の高い地方行政に展開することは可能だと考えています。今、この趣旨に賛同してくださる自治体、柏市や石巻市、三鷹市、豊田市などは、我々とよく情報交換をいただいています。

さらに次も、東大本部から、東大の先生を集めてプロジェクトを打って、政府から競争資金を取ってこいと本部命令がありましたので、高齢社会総合研究機構や医学部、工学部の賛同していただいた先生をフル動員して、先程のベースの上に、もっと高度な医療や福祉を展開できるようにするとともに、コペンハーゲンやデンマーク、フランス政府も行っているように、高度な数理モデルを使って、高度な解析を行う体制を整えているところです。ここも番号が使えるようなら、官民連携、学も連携して、高度な社会システムを構築するためのイノベーションができると考えます。

少し長くなりましたが、これで終わります。どうもありがとうございました。

○神野座長

どうもありがとうございました。

須藤学環長には、海外の事情から、国、地方の番号制度の活用状況及び課題等々を要領よく御説明をいただきました。さらに、前回の総会で梅澤委員からも御発言があったマイナンバー制度のコスト試算等々についても触れていただいたことに感謝いたします。

それでは、ただいまから質疑応答に移りますので、御質問のある方は挙手をいただければと思います。

上西委員、どうぞ。

○上西特別委員

デンマークの事例も御紹介いただき、非常に興味深く思いました。質問と感想が混ざった形で発言させていただきます。

各自治体の行政の担当者が、9ページにあるように、ここまで個人情報を持ってアクセスできるのは、本人の了解の下であっても、多少の違和感を覚えました。また、必要な情報がむしろ含まれていないのかなという気もしたので、そこを教えていただきたいと思います。この女性は2階建ての戸建て住宅を持っているとなっていますが、フローの所得、あるいはストックの預貯金、土地は、情報として集められているのかどうかです。そして、我が国では情報連携基盤という形で一定のルールに基づいて、高度なチェック、監視の下に情報連携をさせようとしているのですが、デンマークでは、これだけの情報が集められているということは、情報保有機関ごとの壁が完全になくなり、情報連携基盤的な考え方はないのでしょうかという質問です。

○須藤修学環長

まず、前半の個人情報ですが、私が知り得る限りでは、不動産、住所、もちろん連絡先、病歴は持っています。それを知事情報、要するに GIS で全て統合して保有しています。これはディストリビューターというのを使っており、新たにもっと高度なものを今、構築中ですが、そこで全自治体と政府機関の連携で、合意の下で立ち上げて運用します。それは財務省の指揮下にある IT テレコム庁が担当し、運用責任を持つという体制になっているそうです。

二つともお答えしましたが、資産で、預貯金、株などについては聞きませんでしたので、わかりません。

○宮崎委員

セキュリティについて教えていただきたいのですが、システムとしてのセキュリティは仮に万全だったとしても、扱う人間の方でミスがないとは限らなかつたり、あるいは悪意がないとは限らなかつたりします。先ほど、アクセス権限を持つ人は徹底的なバイオ認証などで絞るというお話があったのですが、職位職責で絞ったとしても、能力的にはどのように判断するのか、あるいは国民全体のリテラシーの教育をまず底

上げしないと、全員が須藤学環長のレベルの国民だったらよいのですが、そうではない場合には、様々なことが起こり得るだろうと思い、システムのセキュリティだけではなく、水際の方をどうお考えなのかを教えてください。

○須藤修学環長

宮崎委員が言われたように、研修が極めて重要になってくると思います。私も複数の自治体のアドバイザーや委員をしていますが、無形のものに予算をとるとというのが、自治体では議会の反対でできない。職員研修などはしにくいのですが、例えば、甲府市が全庁データ連携して統合化したわけですが、そのときの職員研修は相当丹念に行いました。何回にもわたって、継続的に行っています。そのようなことを職員にしないといけない。議会には御説明し、御理解をいただいたところです。甲府はプロジェクトマネジメント全体の統括委員長は副市長で、私が補佐をする形で副委員長になっていますが、万全の体制に持って行って、各部長の御理解をいただいています。しかし、他の自治体では、今のところ、非常に困難です。これは政府でも、研修等が必要である、そのための予算措置をせよ、継続的にする必要があるとアナウンスしていただきたいと思います。もちろん総務省でもそれは呼びかけて、研修の機会などを作っていますが、もっと体系的に、きちんと予算を確保する必要はあると思います。

あと、一般的な教育としては、私も福田政権と麻生政権のときの政府の情報セキュリティ基本計画の委員長でしたが、教育が極めて重要になります。したがって、初等・中等・高等教育で徹底する必要がある、そのときも基本計画で、教育においてかなり重点的にしようということは、文言は出していますが、実行されているかどうかは分かりません。私の任期は終わっていますので、トレースができていません。

○神野座長

時間の関係がありますので、お二人続けてお願いします。

○土居委員

非常に勉強になり、このようなシステムがもしうまく日本でも実現できるなら、すばらしいことだと思います。デンマークで人口が 550 万ぐらいで、あとはアメリカでも 7 つの市と言われて、大きい市ではありますが、我が国は 1 億 2,000 万という人口の中でこれを行う。さらに番号制度がない中で、番号を付け加えて IT、電子化していくという二つのハードルを一気に飛ばす。むしろ遅れていたからこそ一足飛びに最先端に飛べる可能性も私は期待したいのですが、これだけ多くの人口を扱える可能性ないしは危険性はどうか。小さい人口だからできるものなのか、それとも、1 億 2,000 万でもできるのかという感触をお伺いしたいのがまず一点です。

もう一点は、結局、これだけのシステムを入れるとしても、もちろんコスト削減効果は、私も大いにあるとは思いますが、どのような形で国民に利便性を説得していくかも併せないと、番号を付けて、かつ IT、電子化するという一足飛びの革新が生まれられないのではないかと思います。そのような意味で、どのような形での国民への説得、

利用範囲の拡大に向けての説得をお考えかをお聞かせいただければと思います。

○中静委員

私も国民の利便性に関連しますが、マイ・ポータルの中でワンストップ・サービスの説明をされました。今の状況では少し難しいと説明されましたが、一方で、日本政府はたしか IT 基本法なり、e-Japan 戦略など、オンライン化をいかに進めるかが非常に大きなテーマだと思うのです。それと絡めて、ワンストップ・サービスをうまく行うことがマイナンバーの一つのポイントだと思います。それができないということが私は理解できないのですが、そこをもう一度、概括的に説明いただければと思います。

○須藤修学環長

まず、土居委員からの御質問ですが、規模について言いますと、北欧は統一番号で非常に進んでいます。自治体と政府との連携をかなり行っており、非常に透明で効率的な行政システムを作り上げています。一番進んでいるのは、エストニアなども行きましたが、やはりデンマークだと思います。ただし、土居委員が言われるように、規模は 100 万単位です。フランス政府はサルコジのときに行うと言っていて、規模が 6,000 万人超えますねと大統領補佐官に言ったら、だからチャレンジingなのだ、でも、大統領はやる気があると。国民一人一人に対応するデンマークのような模範的なものがあるので、あのようなものを 6,000 万人の規模でするのだ、これは世界初になるだろうと言われたのです。大統領が替わったら、やはり難しいと、これまでどおり住民登録、社会保障番号、医療保険等の番号は並列して行うのが今の大統領府の御意向であるという言い方をしていました。大統領によって変わってしまいますので。それから、実際に作業を行う中で、かなり大変であったのだと思います。

その意味では、我が国は、土居委員が言われるように、遅れていた分、1 億を超える規模で行うのは、恐らく世界でトップだと思います。そのような意味では期待できる。期待に応えるように、透明で効率的で質の高い行政に持っていかなければいけないと思います。これを国民に繰り返しお話しし、対話の機会も持たないといけないと思います。

昨年ずっと私も向井審議官も行脚して、反対派の方がたくさんいますが、ぼろぼろにたたかれながら対話を繰り返してきました。それは繰り返す必要があると思います。例えば、私と北川先生に、協議会の代表と主査に公開質問状ということで、日弁連会長名で文書が来て、会いたいと言われました。会長はいらっしゃいませんでしたが、荒事務総長と、日弁連の五つの委員会の委員長の弁護士の方々と、私と北川先生でお会いして対話をしました。昨年 11 月で、まだ法案の段階です。

日弁連は反対だと言われた。しかし、番号は必要ですと繰り返し言いましたら、荒事務総長は、番号の意義は認める、必要だと思う、しかし、政府に情報を集める必要はないと思うと言われました。番号は必要と日弁連はお考えだと確認できただけでも意義があったと思います。我々と立場は違いますが、目指す社会は、効率的で質の高

い行政だということは、日弁連とは意見が一致しました。もちろん、法案、それから、政府が全自治体の情報をつかめることには反対だったようですが、自治体連合だったらどうですかと言ったら、それだったらよいと思うという言い方で、政府に対しては少し厳しいことを言われました。ただ、現実的ではなく、やはり政府が関与しなければうまくいかないと思います。これが北川先生と私の意見ですと申し上げました。

それから、ワンストップ・サービスですが、私が内閣官房の座長をしているとき、これを進めようと努力してきました。トヨタの当時の渡辺社長もこれに全力を挙げました。それに向けて様々な自治体の業務のワンストップ化をサポートすると同時に、政府でそれがどうできるかと考えてきましたが、政権交代に伴ってトーンダウンして、それは頓挫する形になりました。今回の法律の中に盛り込んでいただいて、これは向井審議官の御尽力が相当あったと思いますが、何とか法案まで持っていくことができたと思います。ワンストップ・サービスが今すぐ困難だということは、私は申し上げたぐらいしか言えませんが、自治体と政府の連携で、データをどこまで取るのだ、受付機関がどこになるのだということは、所管のことや条例等の改正があります。そこら辺をかなり検討しなければならないと思います。

○内閣官房向井審議官

まず、社会保障の分野でワンストップというか、インターネット申請が全てできるかという点でいくと、かなりの部分はできますが、例えば、親子関係などを証明する場合には戸籍が必要です。それから、障害などの場合には、診断書等が必要ですが、この二つが今回の範囲には入っていないので、その部分は紙で出さざるを得ません。

それから、巷でよくワンストップと言われる場合、例えば、引っ越したときに、住所の変更を届ければ、様々なところに情報がいくようにすればよいという話がありますが、今回、ガス、水道のような民間とは連携していませんので、今回の法律ではできません。ただ、民間に拡大する場合は、そのようなワンストップ・サービスに関連するような、半分公共的な企業は一番先に候補になると考えています。

また、死亡したときに、様々な手続きが大変だという話がよくありますので、これも次の改正の一番の候補になるのかなと。例えば、民間利用などでも、死亡したときに生命保険会社に死亡情報がいくのが一番有りそうな話だという感じがします。

○神野座長

どうもありがとうございました。

まだまだ御質問あろうかと思いますが、時間の関係があり、この辺で須藤学環長の時間を打ち切らせていただきます。本日はどうもありがとうございました。私どものディスカッショングループもお教を共有の財産として深めていきたいと思います。

それでは、次の議題に移り、井伊委員からのプレゼンテーションに入りたいと思います。井伊委員は、皆さん御案内のとおり、医療分野を中心とした社会保障制度に御造詣が深く、財政制度等審議会でも委員として御活躍されています。前回の総会で井

伊委員は、金融所得を含めた所得に基づいた公平な保険料などの負担という問題提起をされているところですが、本日は「社会保障財政とマイナンバーの活用」というテーマでお話を頂戴いたします。

それでは、井伊委員、よろしくお願いいたします。

○井伊委員

今日は貴重な機会をどうもありがとうございます。私からは、「社会保障財政とマイナンバーの活用」というテーマで報告をさせていただきます。

お手元の資料の1ページ目は、10月の税調で配付された資料です。番号制度の導入趣旨として、社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、公平・公正な社会を実現するためのインフラとして活用するとあります。

2ページ目は、社会保障制度改革国民会議の報告書からの抜粋です。ここにも社会保障における所得・資産の把握の必要性が数カ所で言及されています。

3ページ目は、私が理解するところの現状での社会保障における所得や資産の把握がどのようになっているかを整理したものです。所得に関しては、国税庁と自治体が把握をしています。年収500万円以上は国税庁、500万円以下は地方自治体が把握していますので、低所得者層の所得の把握は市町村レベルで行っています。所得は社会保障の徴収と給付の重要な要件になっています。

一方、資産ですが、社会保障の中でも生活保護や国民健康保険の保険料の資産割りに一部活用されていますが、所得と比べて把握が余りできていないと言えます。今回の報告では、主に資産の把握に関して二点、論点を提起したいと思います。金融資産と固定資産の把握です。

まず、金融資産の把握に関して、これが前回の税調の時に問題提起をした点ですが、社会保障の徴収や給付の重要な要件は、現状では所得であると申し上げましたが、正確には勤労所得と年金所得です。ですから、勤労所得や年金所得が少ないと各種保険料、国保、介護保険料が減免されたり、免除されたりします。高齢者の場合は、年金や勤労所得が少ないと医療費の自己負担率も低くなります。

ただし、年金や勤労所得が少なくとも、金融資産を多く所有している人がいます。5ページ目にあるように、年代別の金融資産の分布を見ますと、高齢者への金融資産の偏在が見られます。最近のもので平成21年ですが、70歳以上が25パーセント近くの金融資産を保有していて、60歳以上になると60パーセント近くの金融資産を保有している。そうすると、金融資産を多く持っている高齢者は、年金所得が少なくとも相応に負担をするべきではないでしょうか。高齢者だけではなく、金融資産を多く持っている人は、勤労所得などが少なくとも相応に保険料などを負担すべきではないでしょうか。金融資産を厳密に把握するのは難しいとしても、利子所得の情報があれば、利子所得から金融所得を類推して、その金融所得を含めた所得に基づいて社会保険料を徴収することは、公平な保険料の負担につながると思います。

4 ページ目です。国税庁は配当所得と株式の譲渡額は一定の情報を持っていて、マイナンバー導入後は、その情報には自動的に番号がつくと思うのですが、利子所得は、国税庁は情報を集めていません。これは勉強会でも議論になったのですが、利子の課税方法が源泉分離課税になっていて、支払時に 20 パーセントの源泉徴収をすれば、そこで課税関係が終わってしまうためです。

そこで、例えば、利子に対する課税方法を申告分離制度に改めて、国税庁が利子所得も番号を入手できるようになれば、利子・配当・株式譲渡の情報が整い、これを活用すれば、高額な金融所得を特定することが可能になるのではないかと思います。ただ、現在のように金利が低い場合は、利子所得を把握しても、社会保険料の徴収という意味では余り効果が期待できないかもしれませんので、理想的には預金口座に番号をつけて、誰の口座がどこにあるかを把握すべきだと思います。これが一点目の金融資産の把握に関してです。

二点目は、固定資産の把握に関してです。6 ページにイメージ図があります。現状では、例えば、ある人が世田谷区に自宅を持っていて、横浜市にマンションを所有し、軽井沢に別荘がある場合に、それぞれの自治体に固定資産税を支払っています。その個人の資産の総量を本人はもちろん分かっていますが、本人以外は誰も把握をしていない。そこで、マイナンバーの導入後は、固定資産に番号をつけて、複数の自治体に分散する固定資産を容易に把握できるようになるのかが論点になると思います。

7 ページ目が所得や資産情報の活用例をまとめています。所得保障に関しては、先ほどは金融資産などを持っている高所得者からももっと保険料を徴収すべきだとお話ししたのですが、これは低所得者対策にもなると思います。住民税が非課税でも保険料を多く払っている世帯の把握をして、よりきめ細かな対策をするなど、低所得者対策の強化にもなります。この報告で強調したい点は、年金所得や勤労所得だけで社会保障の負担を増やしたり減らしたりする基準にするのではなく、金融資産や固定資産を把握して負担能力を適正に評価すべきではないかという点を論点として提起したいと思います。

他にも、税に関しては、例えば、相続税の申告内容の確認などを効率化することにもつながると思いますし、国民サービスの向上としては、医療費控除のための添付資料を省略できるといった申請手続の簡素化が期待されるのではないかということです。

最後に強調しておきたいことですが、高齢者医療制度への拠出金や支援金、保険料の総報酬割りなど、明らかに社会保険料という名前の税金になっていると思います。社会保険料の企業負担も大部分が労働者の賃金に転嫁されると言われていますし、国保や高齢者医療制度の改革では、主に現役世代の保険料の引上げだけに頼るのではなく、まずは本日提案したようなことを着実にやって、財政構造を改善すべきではないかと思います。

私からは問題提起ということで、今日、総務省と国税庁の方がいらっしゃるので、

幾つか質問を用意しています。

総務省には、先ほど6ページ目で提案をしたように、固定資産に番号を付ける予定はあるのかどうか。複数の自治体にまたがる固定資産の包括的な把握をするために、マイナンバーが導入されたときに固定資産に番号を付ける予定なのかどうか。

国税庁には、いただいた資料の中にも関連した資料がありますので、次のヒアリングにも関係していると思いますが、金融所得の把握に関して、どのように考えているのか。利子所得の情報を得ることと、あとは、預金口座の開設に関して、どこまで情報を取るのか。

最後の質問は、先ほど国民サービスの向上として、医療費控除のための添付資料を省略できるといった申請手続の簡略化が期待できると申し上げたのですが、そうなるのと、今でも医療費控除のための医療費支払情報は国税庁がある程度持っているのですが、国税庁は医療支払情報をどこまで、どの程度把握をする予定なのか。

以上、私の報告と質問とさせていただきます。

○神野座長

どうもありがとうございました。

国税庁の並木課長と総務省の小池管理官に今の点について、先にお答えいただければと思います。

○平嶋自治税務局審議官

固定資産税に番号を付けるかどうかについては現在検討中です。我々としては、できたらやりたいと思っているのですが、御案内のとおり、固定資産税の土地、建物に関しては、まず登記が行われることになっていて、登記所から登記情報を得て固定資産課税台帳に記載される仕組みになっています。しかし、現在の社会保障と税番号の用途が社会保障と税に限られていて、登記のときに番号を付すという仕組みになっていないので、固定資産税の方で納税者の番号を付していただくためにどのようなことができるかというところが課題になっています。それらも含めて検討していますが、今回の趣旨から考え、できるだけやっていきたいと検討中です。

○岡村特別委員

今のことに関して、我々地方自治体からすると、固定資産税の捕捉は非常に大事ですし、所有者に対して通知を出すことも、非常に今、苦勞しています。ですから、まさに今言われたとおり、登記の段階で番号が振られて、それが自治体に送られてくると、我々も非常に業務がしやすいです。その辺はぜひ御検討いただいて、実現していただけるようお願いできればと思っています。

それと、先程コストの削減で大分効果があって、国は良いものを作るのだったらもっと金を出すべきだというお話がありました。ですから、ぜひ今回のシステム改修もろもろ、国の財政的な支援を十分するように、関係機関にいただければありがたいと思います。

○並木国税庁企画課長

金融所得の把握は、井伊委員の御指摘のとおりで、現状、利子の法定調書はいただけていません。後ほど御説明申し上げますが、国税庁としては、情報機能の充実を今後の運営の課題に挙げており、その意味では、今後の税務行政の中でも有効に活用していけるものだと思っています。ただ、一方で、管理する上での徴収データの管理といった面でのコストがかかることも併せて考えていく必要があると思っていますが、基本的には有効に活用できるものと考えています。

それから、医療費の支払いに関しては、現状、そのような情報を医療機関等から入手している実態にはありません。残念ながら今回の番号制度の枠組みの中でもそのような情報を当局にお返しできるような仕組みにはなっていないというのが現状です。

○内閣官房向井審議官

井伊委員の御質問の中で、番号制度を作る段階での議論を御紹介したいと思います。

まず、固定資産の登記に番号を付けるという話は、検討されなかったわけではないのです。一つ問題があり、現実の登記が実際の所有関係をあらわしていない例がかなり多いのです。なぜかというところ、相続をきちんとしていない例がかなりあるということです。したがって、それをどうするかという問題があるということが議論となっていました。そのようなこともあって、今回、見送られているということです。

それから、預金についても随分議論になりました。例えば、アメリカなどではむしろマネー・ロンダリングの観点から、預貯金口座を開くときに社会保障番号、ソーシャル・セキュリティ・ナンバーを告げるとなっており、預金に番号を振る場合には、税務の面、金融の面からいく場合、両方議論はあり得ると思っています。

○翁委員

私も井伊委員のお考えに賛同しており、金融所得、固定資産も含めて、できるだけ把握できるような方向を目指していくべきだと思います。これから新規に預金を開く場合に付番していくのは非常に簡単だと思うのですが、既存の億単位の預金口座にどう対応していくのが難問だと思います。先ほど高齢者の方がすごく多いと言われて、そうすると、本人確認をどのようにするのか、中途半端ですと公平性の問題が出てくるとか、良い知恵を絞って解決していく必要があると思います。一つの考え方は、今言われたように、金融機関に一定のインセンティブというか、金融機関もできるだけ活用できるようにするというところで、マネー・ロンダリングもそうですし、預金保険などでは名寄せはもう義務付けられていますので、そのような形で使えるようにしていくということ。金融機関の負担や、本人確認などを余り厳密にぎちぎちでするとできなくなる。しかし、きちんと確認はしなければいけない、そういったところをどのように執行面から考えるのかを十分検討していく必要があると思います。

○上西特別委員

井伊委員の固定資産の個人の資産総量の把握は大賛成です。土地・家屋について、

確かに御相続の後の登記がきちりできていないというケースもあると思います。翁先生が言われたように、預金と同じように、入り口で新規のものには付番していけるということが、登記制度がある以上はメリットではないかと思います。

それと、総務省に教えていただきたいのですが、土地・家屋は登記されていますが、償却資産は基本的に申告制で総量的にも、土地・家屋に比べたら若干ボリューム感が少ないのかなという気がします。金額的なベースで。そこを教えていただきたいのです。

そして、ここではあくまでも個人の資産総量を把握することが必要なので、法人と個人でもどの程度分布しているのかという統計があれば御教示いただきたいと思います。

○平嶋自治税務局審議官

固定資産税の内訳ですが、全体で9兆円ぐらいあるのですが、その中で、償却資産が1兆6,000億ぐらい、家屋が3兆6,000億ぐらい、土地が3兆4,000億ぐらいとなっていて、それなりのボリュームがあると思っていただいてよいと思います。

それから、償却資産はどのような方が持っているかということですが、基本的には事業者で、大半は法人が多いと思います。実は、償却資産の課税は免税点が150万円と高く、小さな商店、個人事業主の商店の方の場合は免税点以下になっているケースが非常に多いと思います。事業者の7割は免税点以下の償却資産しか持っていませんので、大半は法人と思っていただいてよいと思います。

○井伊委員

厚労省の方も来られているので、私の資料の最後のところですが、新聞報道などを見ると、社会保障審議会でも資産の活用が議論されているようなので、ぜひ厚労省の方にも今日の論点に関してコメントをいただければと思います。

○厚生労働省山沖政策評価審議官

まず、厚労省の関係で、現在、資産を取り入れているものは大きく三つあります。例えば、生活保護や国民健康保険の一部、これは国民健康保険の組合ごとに少し違います。あるいは求職者支援制度です。ただ、これも全てマンパワーで行っていたり、先ほど申し上げたように組合（市町村）によって違っていたり、国民健康保険について言えば、同じ市町村の中であれば、その資産を勘案するという形で、地方の田舎などは行っています。ただ、大都市になれば、不動産がいろいろな場所に散らばっていることが多いので、そのようなことはしていないという状況です。国民会議の報告書にも記載されているように、全ての世代を対象として、全ての世代が相互に支え合うという仕組みを作ることが重要ですので、そのときに資産を含めて、負担能力に応じて負担する仕組みを取り入れていくことは重要と考えています。しかしながら、現状では、今、話がありましたように、不動産、金融資産、このようなものについて資産の所有関係を確実に把握できる仕組みがありません。

さらに言えば、社会保険料など、利用者負担額などについて、現在、所得を基準にしていますが、それについても、市町村の課税情報をもらう形となっており、社会保障制度のためだけに我々がデータをもらうという形はなかなかできない仕組みになっています。したがって、他制度で把握した情報を用いるという形になっており、まず資産を確実に把握できるかどうか、そのような仕組みの環境を整える必要があると考えます。

将来的に資産把握が確実に行われるようになれば、公平な社会保障制度のために、それぞれの社会保障制度の趣旨に照らして、といたしますのは、社会保障制度の中には、保険という要素もあったり、あるいはセーフティネットという、給付という側面もあったりということがありますので、それぞれの制度の趣旨も照らしながら、資産を含めた負担を考えていく必要があると考えています。

○神野座長

どうもありがとうございました。

次回また厚労省からも御発表いただく予定になっています。

○土居委員

井伊委員からの御発表は私も全く同感で、特に最後の8ページのところで、今、議論がありました。私も社会保障審議会の介護保険部会のメンバーですから、このような議論をされているのですが、非常に重要なポイントは、この案が出されてはいるものの、正直者がばかを見るような話になっていないかという本末転倒の議論が出ているということです。つまり、マイナンバーがないために資産が捕捉できなくて、正しく申告した人は資産があるということで捕捉給付をもらえないのに対して、ごまかした人は資産がないものとみなされてもらえてしまうということでは、正直者がばかを見るのではないかという話があります。ばかを見ないようにするためにもマイナンバーをきちんと活用できるような仕組みを作っていかなければいけない。これは非常に重要な取組みで、預貯金がマイナンバーで付番される前から、国民会議の報告を受けて導入できないかと検討しているわけですから、それに遅れをとらずに、マイナンバーも、預貯金を含めて、先ほど翁委員が言われたような、預金保険制度の義務付けなどもありますから、付番が必要なのではないかと思います。

それから、もう一つ、先ほど山沖審議官がお話しされようとしたと思うのですが、遺族年金、障害年金は非課税ということで、結局、これは番号が振られない。もし200万以上もらってれば、住民税が課税されるなど、保険料が高くなるはずなのに、非課税の年金収入なので、それがカウントされずに低い保険料になっているという不公正なことが現実に起こっているわけです。遺族年金、障害年金に課税するかどうかは高い次元の話ですから、ここは留保するとしても、番号を振ることは、行政手続上、給付のために必要ということから、付番をし、かつ所得の勘案ということで、保険料等々、必要な場合には、その所得の金額だけは勘案することもできるのではないかと

思います。

○田中特別委員

私も井伊委員のお話に全く賛成ですが、一つだけ、5ページ目に年代別の金融資産分布という表あり、ここで高齢者の金融資産の偏在が見られるという話があるのですが、この分布図は合計で、1人当たりではありません。というと、かなり人口分布に起因していることもあると思うのです。実際に高齢者に資産が偏っていて、負担能力があるかどうかというのは、やはり別の観点から調べる必要があると思います。

○宮崎委員

こうして得た情報をどこまで使うかということについて、先ほど厚労省の御説明からも、他の制度で得た情報を応用できるかどうかという表現がありましたが、例えば、金融資産で今、問題になっている振り込め詐欺の捜査にどのぐらい使えるのかなど、様々な可能性が出てくると思います。今は税や年金、災害などに限定されていますが、走り出せば、様々な可能性が出てくると思うのですが、その辺りについては、どのように考えていくのか、その辺はいかがでしょう。

○内閣官房向井審議官

まず、番号を議論している過程で、何でも番号を入れて便利な方が良いという人と、それから、典型的には弁護士会ですが、個人情報保護が大事だ、いわゆる人権派と称される人たちとの様々な議論がある中で、番号を入れるのに一番ハードルが高いのは警察関係です。

また、資産も実は意外とハードルが高くて、番号を振っているところはありますが、資産の調書をとっている、要するに、資産の現在額を国が持っている国はほとんどないのです。だから、意外と資産はハードルが高いのですが、前回も述べたように、そこがないと将来、乗り切れないだろうというのは井伊委員と同じだと思います。いずれにしても、これは本来、厚労省が考えることですが、社会保障給付費に資産を加味していくのは、時代として仕方がないだろうという気はします。

それから、民間利用で広がる場合も、様々なパターンがあって、例えば、自民党の部会の議論の中でも、民間利用は是か非かということ、半々に割れるのです。ところが、具体的に、民間利用はだめだと言っている人も、先ほど申し上げたような、死亡情報を生命保険に使うという話になると、それだったらよいと言われます。ですから、多分、準公的な企業が顧客のため、要するに国民の利便性が全て基本にあると思いますので、国民の利便性を上げる方向で民間に広げていくというのが、番号を民間に広げる第一選択肢だと思います。

もう一つは、先ほど須藤学環長からもありましたが、やはり医療です。番号を入れるべきだという人が圧倒的に多いです。一方で、一部、強烈に反対している人たちもいます。ただ、医師会全体の状況も、以前に比べると番号は入りやすくなっている状況にあるのと、あと、実は、この番号制度は、税・社会保障、防災であれば、その市

町村の事業、あるいは県の事業であれば、条例で番号を入れることは可能です。例えば、県の事業で医療・介護連携や病診連携などをして、県の条例で番号を入れると決めたら、法律改正しなくても入れることができます。

○井伊委員

診療情報は、様々な問題、個人情報のあるので難しいと思うのですが、医療の支払情報は、国税庁がしっかり把握することはそれほど難しいことではないかと思うのですが。

○内閣官房向井審議官

医療保険の自己負担額は、やろうと思えば今の番号法でできるはずなので、それを国税がとるのは、細かく検討する必要があるかもしれませんが、多分、可能だと思います。ただ、国税の医療費控除は、保険診療の自己負担ではなく、歯が典型的ですが、保険外のものが圧倒的に多いので、その部分はどうしようもないと思います。

○土居委員

向井審議官が今、資産の捕捉の話が言われたのですが、私が理解している限り、社会保障給付で資産の勘案は、申請主義に基づくものに限定されていると思います。生活保護なり、介護保険の捕捉給付なり、本人が申請しない限り、資産を勘案することはないので、政府が常時、個人の金融資産残高が幾らになった、増えたか、減ったかなどと、そのような話ではないという誤解は、もっときちんと国民に説くべきだと思います。

○厚生労働省山沖政策評価審議官

一点だけ申し上げます。医療費控除について、井伊委員が念頭に置かれているのはレセプト情報だと思いますが、自己負担については、例えば、低所得者が多く払った場合は、償還支払いという形でお金を返す制度が別途あり、レセプト情報だけで本当に支払った額を把握できないという問題もあり、公平性の観点から難しい点があります。全量把握が難しいので、そのままを国税庁に持って行って使えるかどうかは、やや疑問がある形になります。最終的には、いろいろ工夫をすれば、もしかしたらできるかもしれません。ただ、現状、なかなか難しい点もあるということです。

○神野座長

それでは、時間の関係もありますので、井伊委員のプレゼンテーションをめぐっての議論をこの辺で打ち切らせていただきます。

須藤学環長及び井伊委員からは大変貴重な御発表をいただきましたこと、深く感謝いたします。

引き続き、議題3、国税庁及び総務省からのヒアリングに進みます。まず、国税庁、それから、総務省から続けてマイナンバー制度導入に伴う執行面について御説明いただいた後、質疑に移ります。

それでは、初めに、国税庁の並木企画課長から、その後、引き続いて総務省の小池

税務管理官から御発表いただきます。よろしく申し上げます。

○並木国税庁企画課長

並木です。よろしく申し上げます。

表紙が「国税庁説明資料」となっている資料に沿って御説明します。

1 ページは、「社会保障・税番号制度の概要」となっていますが、御案内のとおりだと思いますので、簡単に御説明します。番号の指定・通知については、個人番号は市町村長、法人番号は国税庁長官が付番機関となっています。

利用範囲は、先ほどから出ているとおり、個人番号については社会保障、税、災害対策等の各分野での事務に利用、法人番号は、このような制約はありません。

導入スケジュールは、平成 27 年秋ごろから通知し、平成 28 年 1 月から利用していくという制度になっています。

2 ページ目は、この制度整備の中で、税分野での法令上の措置としてどのようなものが行われているかということです。アンダーラインですが、国税通則法では、申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名等の最後に、番号を記載しなければならないという形で整理されており、納税者の方々に番号付きで申告書等を御提出いただくと、ここまで法令上の措置がなされており、この番号付きの申告書等を使って税務当局が仕事をしていくことになります。

さらに、下の方は、制度整備後の話も同時に法定されており、いわゆる抜本改革法の中で、こちらもアンダーラインですが、番号法の公布後、納税者の利便の向上、途中省きますが、調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、引き続き検討することとされています。

3 ページ目は、今申し上げた規定を念頭に置いて、国税の分野での番号利用のイメージを整理したものです。真ん中の下に納税者の欄があり、左に法定調書提出義務者、右上に地方当局、左側が国税当局という構成になっています。

イメージが湧きやすいように、真ん中のところに①マイ・ポータルがあるので、ここからの流れで御説明しますが、マイ・ポータルで確定申告を行う際に有用な情報を得て、個人の方に限るわけですが、これに基づいて確定申告を行います。真ん中に②がありますが、番号付きで申告書を出していただきますが、地方当局、国税当局の連携が実現していることを受けて、添付書類の省略が可能になります。

それから、左側の法定調書提出義務者から上の方に国税当局に直接法定調書が出る矢印がありますが、こちらも、国税当局、地方税当局の情報連携が図られることによって、③ですが、今、複数の先に出している法定調書の提出先が一元化されることも可能になります。

最後に、④のところで国税当局で法定調書と申告書が集約されるという形で、そこでの突合、効率化が実現することになります。

このうち赤枠で囲まれている部分は、今、申し上げたようなメリットを得る上で税

制改正が必要となる部分です。

次のページは、まず、マイ・ポータルイメージですが、番号制度に関する情報提供、四つの機能がイメージされています。一番右の欄にあるように、マイ・ポータルに載せる納税者の利便向上に資するであろうということで、現在想定しているものは、自己情報表示の部分は、過去の税務申告、納付履歴に関する情報などを載せて、プッシュ型サービスは、確定申告のお知らせを載せていくことをイメージしています。

5 ページは、先ほど申し上げた添付書類の省略のイメージですが、現状では住民票の削減が可能になると思っています。現状では、左側にあるとおり、市町村から納税者本人が住民票を取り、必要な場合に確定申告に添付するわけですが、番号制度導入後は、右側にあるとおり、住民票情報を税務署が地方公共団体の情報システム機構から入手することが可能となりますので、本人が住民票を取る必要はありません。

さらに次のページは、法定調書の提出に関する負担軽減ですが、現状、法定調書提出義務者、企業は、従業員の給与に係る源泉徴収票、給与支払報告書、それぞれ税務署と従業員住所地の市町村に仕分けて郵送しています。そのイメージが下の左側の欄、現状ですが、番号制度導入後は、右側のとおり、ほとんど同じ内容なので、1 種類の様式を地方税ポータルに電子的に送付していただくと、そこで仕分けがされ、それぞれの市町村、国税当局にもデータをいただけるようになり、法定調書提出義務者の方の負担軽減にも資すると考えられています。

7 ページです。先ほど申し上げた左上で、国税当局の事務に係る部分ですが、下のよう、申告書、調書のいずれにも番号が付いた形で当局に情報が集約され、一番右の税務当局ですが、従来はこの部分、住所、氏名で名寄せを行って、突合を行っていたわけですが、転居や改姓があった場合などには不突合が起きて解明ができないこともあったわけで、そこは番号を活用することによって、正確で効率的な作業に移れます。そのような意味では、所得把握の正確性が向上するとともに、当局の事務運営の効率化も図れることとなります。ただ、下の欄ですが、今、申し上げたものはあくまでも現行の法定調書と申告書との名寄せ、突合作業が効率化されるということで、より一層、所得の把握を適正化する、あるいは番号制度の効果を一層生かすという意味では、法定調書の拡充を御検討いただければということです。

8 ページです。こちらは井伊委員からのプレゼンテーションとも関連する部分で、現行の法定調書の範囲を所得、資産等に区分したものですが、所得の欄から見ていただくと、給与・年金所得には丸が付いています。金融所得、譲渡所得は、個人が受ける利子には法定調書の対象になっていない、譲渡所得は、金地金以外の動産の部分は、そのような調書がなく、下の資産の欄は、基本的にばつという状況です。内外の資金移転も、金融機関が送金した部分は対象になっていますが、現金の場合などは分からないことになっており、そのような意味では、三角の部分、ばつの部分なども、調書が番号付きでいただけることになれば、執行当局としては、所得の捕捉を向上させる

という点から、有効に活用できると考えています。

さらに1枚おめくりいただくと、今、申し上げた番号付き法定調書の拡充がなされたとしても、必ずしも所得の捕捉が完全にされるわけではありません。当然、事業所得や海外取引などには一定の限界があるという面もあるのですが、他方、今、申し上げた情報の充実は、国税庁の将来性というか、方向性についても非常に沿うもので、マクロ的な税務行政全体の運営の中でも大変重要であると考えています。

その状況を簡単に申し上げると、左側にあるように、クロスボーダー取引・電子商取引が増える中で、ハイリスク分野が広がる。一方で定員事情は右側にあるとおり、非常に厳しい中で、番号制度を活用して最大効果を上げていく。そのためには、先ほど少し申し上げましたが、情報機能を充実させて、納税者の全体を、税務に係るコンプライアンス・リスクに応じて評価させていただき、その上でその程度に応じて執行し、トータルとしての抑止力・申告水準向上を狙っていきたいということで、それをイメージにしたのが最後の10ページの下です。

真ん中にあるように、情報収集・分析機能を強化し、コンプライアンス・リスクの程度に応じ、左側がリスクの高い取引、あるいは事業者、右側はリスクの小さい事業者、取引ですが、左側のリスクの大きいところに実地調査を重点的に配分し、右側のリスクの小さい納税者は、様々な、従来型と異なる形での簡便な接触などを行う形で全体としてのコンプライアンス向上を目指すという取組みを行っていきたいという意味です。そのような意味では、この図の中でも、情報収集・分析機能の強化というところに法定調書の拡充が大変重要ではないかという認識です。

以上が国税庁における番号制度導入の意義、制度改正の必要性の考え方です。

○小池自治税務局税務管理官

続きまして、総務省から御説明申し上げます。

「総務省説明資料」という表紙が付いている資料を御覧ください。

1ページ目ですが、まず、地方税分野における番号制度の利用場面について、三つの場面で整理をしています。

①は、番号を用いた地方税情報の管理をする場面で、右側の絵を御覧いただくと、各種申請・届出、あるいは国税からeLTAXを通じていただく確定申告等の情報、それから、他の地方税当局と交換するような通知などに今後は番号が付きますので、このような番号を用いて情報の名寄せ管理ができるようになり、公平・公正な課税事務の効率化につながっていくと考えています。

それから、②、③は、今回の番号制度の導入に伴い、創設される情報提供ネットワークシステムを使っての事務で、②は地方税の課税に当たり、例えば、障害者手帳などの必要な情報を照会し、他の都道府県などから情報提供ネットワークを通じて、回答を得ることによって、それを課税に対して使っていくという場面です。

それから、③は、情報提供ネットワークを通じて情報を提供する場面で、先ほども

出ていましたが、社会保障分野で所得情報を使う場合には、基本的には市町村が持っている所得情報を、今でもそうですが、これからも使っていくこととなりますので、そのために他の機関に対して情報提供ネットワークシステムを通じて情報を提供していくという三つの場面で整理をさせていただいています。

次のページですが、今の①にあった eLTAX によって国税・地方税連携が行われています。その概要を簡単にお示ししており、今は双方向になっていますが、国税当局から地方団体へのデータの送信、こちらが数としては圧倒的に多いものですが、確定申告や法定調書が国税当局に提出されると、これを国税当局で電子化をして、確定申告書、法定調書のデータを地方税ポータルに対して送ります。これは地方税電子化協議会で運営をされていますが、それぞれの市町村で必要な情報を自動的に振り分けて、最終的にそれぞれの市町村でこれらの情報を活用していく仕組みです。

一方、下の段の市町村から国税当局のデータ送信は、市町村が調査をして、扶養控除の否認や申告漏れ所得等の把握が行われた場合には、課税の内容を変更する必要がありますので、これを地方税ポータルに送りますと、国税当局に対してその情報が提供されるというシステムが今年から運用されています。

3 ページ目ですが、こちらは地方税当局が所得情報等の地方税関係情報を提供する事務の具体例で、法律の別表第 2 に書いてある事務ですが、53 の事務について、所得情報、基本的には相手方は社会保障分野になりますが、社会保障分野の各種業務に必要な所得情報を、先ほど申しあげました情報提供ネットワークシステムによって流していくことが、この別表第 2 の中で示されています。こちらは主な例です。

4 ページ目ですが、そのような所得情報を情報提供ネットワークで提供できるようになることによって改善される事務の例として、後期高齢者医療の限度額適用標準負担額減額の認定事務があります。こちらは年金や所得の額によって、後期高齢者医療の中で限度額が適用される場合があります。その把握には、左側の現状を御覧いただくと、基本的には、同じ市町村にお住まいであれば、このようなものは必要ないのですが、転出入等があった場合には、前に住んでいた市町村に対して所得証明書を取りに行くなどの事務が発生していました。これが、右側の今後を御覧いただくと、そのようなことが不要になり、情報提供ネットワークの中でそれぞれの市町村と事務を行っている広域連合で情報交換が行われるようになるので、添付書類の確認などの作業が減っていきます。御本人の方ももちろん、市町村への移動の時間などがなくなっていきます。

それから、5 ページ目は国税庁と同じですが、今、給与支払報告書は、企業から出していただいたものを、紙で提出される場合にはそれぞれの市町村に対して提出していただいています。今でも地方税ポータルは運用されていますので、地方税分に関しては、この地方税ポータルに送っていただければ、それぞれ振り分けられて市町村に行くようになっていますが、これを国税と一緒に、国税の源泉徴収票もこちらで受け

付けて、税務署に対して提出をされるようにすれば、企業の負担が軽減されます。

6 ページですが、国税庁の説明にも名寄せの話がありました。それと同じようなことを市町村でも行っています。それぞれ企業から出てくる給与支払報告書や税務署からいただく確定申告書の写しなどに番号が入っているので、それを名寄せして市町村の個人住民税の課税に用いていくことによって、的確かつ効率的な所得の把握が可能になります。

それから、7 ページ目も法定調書の名寄せのお話で、これも国税と同じような部分ですが、今までは、例えば、紙で国税当局からいただいていた法定調書が電子化され、かつ番号が付くようになると、電子化されたデータをそのまま番号付きで突合せさせることができるようになるので、市町村側の事務の効率化が図られます。

最後に8 ページ目ですが、扶養の認定の制度の向上です。こちら情報提供ネットワークシステムを使っての事務の向上ですが、例えば、左側にある母親について、自分が扶養しているという申告が、仮に娘さん、息子さん、それぞれがそれぞれの自治体に対してなされたような場合を想定すると、息子さんが住んでいるB市の側から、母親の名前等々しかわかりませんので、まず、母親がどこに住んでいるかを特定して、A町に住んでいることがわかれば、A町に対して照会をして、この母親に所得がないか、被扶養になっていないかどうかを確認し、照会をして、それをA町から回答をいただくという作業になります。しかしこのような事務は、母親の番号も申告していただくようになれば、そもそも番号ですぐにその母親が特定できますので、A町に対して情報提供ネットワークシステムを通じて、この母親の扶養の状況を確認すれば、すぐに答えが返ってくることになり、効率化されます。

○神野座長

どうもありがとうございました。

それでは、早速、御質問や御意見お願いします。上西委員、どうぞ。

○上西特別委員

国税庁説明資料の4 ページです。現在、e-Tax を利用して電子申告を行っている方は非常にたくさんいます。マイ・ポータルとよく似た機能というか、税に関する情報だけですが、現在既に機能しているメッセージボックスで情報が確認できます。4 ページの右にあるように、国税分野で掲載し得る情報として、過去の税務申告や納付履歴に関する情報など、確定申告を行う際に参考になる情報など、確定申告のお知らせの情報をメッセージボックスで見ることができます。現在、これは利用者識別番号を用いて行われていますが、メッセージボックスとマイ・ポータルの関係は、マイ・ポータルに現行の制度が含まれるといいますか、包摂される形になるのでしょうか。あるいはメッセージボックスはまた別に併存させるのか教えていただきたいと思います。

○並木国税庁企画課長

現状では、マイ・ポータルの中身や認証方式については検討中で、制度内容が明ら

かになった段階で e-Tax のメッセージボックスとの関係も整理して対応したいと考えています。

○神野座長

ほかにいかがでしょうか。諏訪特別委員、どうぞ。

○諏訪特別委員

すみません、よく分からないので教えていただきたいのですが、インターネットで法人番号の通知・公表とあり、ここで様々な用途での利用の利便性の向上と書いてあるのですが、どのようなことを想定しているのでしょうか。それと、実際、今、小規模企業や中小企業は本当に税に詳しくない者が e-Tax で申告をしています。それにかなり手間取っているのが現状です。ですから、今回、もっと利便性が上がるのかと私は想定していたので、本当に分かりやすい申告ができるような、余り負担のかからないものにしていただければありがたいと思っています。

○並木国税庁企画課長

法人番号は、実際に利用するのは役所と民間と両方想定されますが、我々としては、まず、基本的なインフラ機能ということで、役所の中で使っていくこと、例えば、それぞれの省庁でいろいろ情報を収集するときに、法人番号付きで集めるような形になります。それをそのまま使うと、国税の中で実現するような効率的な名寄せなど、資料の収集ができますし、省庁間で他省庁の情報が必要なときには、やはり法人番号付きでもらうことができますので、それもまた情報を集める形で各自の資料の収集に役立つことが想定されます。民間は、内閣官房とも協力しまして、このような法人番号の仕組みができるということを投げかけ始めているようなタイミングで、まだ具体的に良いアイデアが出てきている状況にはないと思いますが、今後ともそのような働きかけも行っていきたいと考えています。

○増田委員

質問ではないのですが、全体を通してまだ発言していないので、私の立場だけ明らかにしておきます。須藤学環長とともに例の共通番号推進協議会でいろいろ活動してきましたので、ぜひ早くマイナンバーをきちんとスタートしてもらいたいと思います。

それから、先ほど井伊委員から御発表がありました。私も社会保障制度改革の国民会議で、例え高齢者であっても、資産をいろいろお持ちの方に対しては適正な負担をしていただくという考え方をあの中で書いていますので、金融資産、それから、固定資産をきちんと把握できるようにするのは私も大賛成です。特に預金口座は、社会保障の観点もありますし、先ほど向井審議官もお話しになったように、マネー・ロンダリング対策としても、この管理が不十分だという指摘を受けていますので、そのような観点からも、2018年、制度の見直しが予定されていると思いますが、できるだけ早く口座に付番をして、きちんとした管理を積極的に進めていくべきだと考えています。

○神野座長

どうもありがとうございました。

それでは、国税庁及び総務省からのプレゼンテーションに関する質疑の時間はこれにて打ち切りにさせていただきます、全体を通して、増田委員のような御発言があれば頂戴したいと思います。

○梅澤特別委員

今日、官民連携でデータを活用して、新しいビジネス機会を作っていこう、あるいは社会全体としては効率性の追求をしていこうという大変すばらしいお話があって、ぜひそれを進めていただきたいと思います。

進め方ですが、様々な協議会の名簿などを見ますと、経団連など、比較的厚重長大な、伝統的な大企業を巻き込んでそのような議論をされているように思います。ただ、このようなデータをオープンにして、新しい社会イノベーションを起こしていこうと考えると、割と小回りのきく、様々なアプリケーションを開発するような、比較的新しい企業にも問題提起をして、投げかけをして、彼らのアイデア、あるいは彼らのビジネスプランを持ってきてもらって、それを受けて政府としてどこまで開放できるかという好循環に入っていくことがとても大事だと思います。机の上で考えて、このようなことができるはずというのは、多分、ある程度限度があり、どのようなことをしたい人はどのようなデータが欲しいですかと投げかけをして、言ってみれば集合知でそのような社会イノベーションを作っていくプロセスをもっと意識的に入られたらどうかと感じました。

○神野座長

どうもありがとうございました。

それでは、この辺で本日の議論を終了させていただきますが、本日は、須藤学環長から、海外事情を含めて、日本のマイナンバー制度の国、地方、それから、官民含めた現状及び課題等々を御発表いただきました。

井伊委員からは、社会保障に焦点を当てながら、マイナンバー制度の活用といいですか、そのようなことに関する問題提起をしていただいたところです。

加えて、国税庁、総務省からは、マイナンバー制度の導入に伴う納税者及び国民の利便性及び税務執行面での番号制度の位置付け等々について御説明をいただきました。

マイナンバー制度について、多角的に、かつ立体的に、様々な視点からお話を頂戴できたのではないかと思います。大変意義深い会議になったと思っております。御説明をいただいた皆様方には、改めて深く感謝を申し上げます。

次回のこのマイナンバーDG の開催日程ですが、後日、改めて事務局から連絡をすることになっていますが、11月28日木曜日13時30分からの開催を予定していますので、御承知おきいただければと思います。

第2回の会議についても、本日同様に委員の皆様方から生産的な御議論を頂戴でき

ればと考えています。

最後に、中里会長から、今後の政府税調の進め方について御発言がございます。中里会長、よろしくお願いいたします。

○中里会長

ありがとうございます。

最後に今後の政府税調の総会の予定等についてお話をさせていただきます。

次回総会は12月2日月曜日の午後4時から開催したいと考えています。この総会では、二つのディスカッショングループから総会への御報告をお願いしたいと思っています。

また、前回の総会で、私から、政府税制調査会でも法人課税を含め、あるべき税制の在り方について審議を行っていきたいと発言していましたが、12月2日の総会では、法人課税の在り方に関して、皆様方から御意見を伺うお時間を設けたいと思っています。委員の皆様におかれましては、国際課税 DG やマイナンバーDG でも活発に御議論いただいています。この法人課税のテーマについても積極的に御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○神野座長

それでは、本日はこれにて終了とさせていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中を万障繰り合わせて御参集いただきましたことを深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。